

2008. 3. 12

佐川克弘

丹生ダム・異常渇水対策容量は不要

3. 11開催された第74回委員会で審議された、丹生ダム・異常渇水容量に関する意見（案）に対して、私は全面的に賛成です。

『利水安全度は、水資源開発計画の基礎となる概念であり、全国の河川の整備水準を一律に公平平等に保つために決められている。確率的に10年に1回の渇水を基準に「基準渇水流量」が決められ』（H19. 1. 30流域委員会意見書『水需要管理の実現に向けて』）ています。他方、河川管理者が検討対象とした渇水規模は1/60です。既往最大渇水を検討対象とするのは過大で、他水系の納税者の理解が得られるとは思えません。

また意見（案）が指摘している通り、BSL-1. 5～2. 0mの取り扱いが不明確であり、仮にS14～15渇水を対象としても関西のダムと水道を考える会・野村東洋夫氏の案で対処すればBSL-1. 5mを割り込むことは回避できると考えます。

従って丹生ダム・異常渇水対策容量は税金の無駄遣いであり、不要です。

以上

補論

- ①河川管理者は、流域委員会における（野村氏の意見に対してキチンと回答するとの）約束を反故にしたことも指摘しておきます。
- ②第74回委員会において、意見（案）の“対象渇水規模を既往最大渇水（昭和14, 15年渇水）としていることは過大である。”との表現に異議を唱えた委員がおられましたが、私はこの委員に異議を申し立てたいと考えます。この委員は上に引用した流域委員会H19. 1. 30意見書を読んでいなかったか、読んでもその内容を理解できなかったのではないのでしょうか。全国レベルで水資源開発は1/10の渇水を前提としていて、それが1/60に変更されたとは、寡聞にして私は知りません。1/60は文字どおり過大だと考えます。